

## 美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン

【差替え箇所の新旧文】（抜粋）

### ・「1. 目的と位置づけ」(P1)

#### 旧

近年、美しい都市づくりへの関心が高まり、市民・事業者・市のパートナーシップのもとで良好な景観の形成を進めていくことが求められています。戸田市では平成 12 年 3 月に景観形成の基本的な方向性を示す「戸田市美しい都市づくりプラン」（戸田市都市景観形成基本計画）を策定し、平成 14 年 7 月には景観形成を総合的に進めていくため「戸田市都市景観条例」を施行しました。また、具体的なデザインの指針として「美しい都市づくりのための建築物等デザインガイドライン」、「美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン」、「戸田市まちの彩りガイドライン」の各種ガイドラインを策定してきました。

その後、平成 17 年に景観法が全面施行されたことを受け、これまでの施策等を継承しつつ、より実効性の高いものとするため平成 21 年 4 月に「戸田市景観計画」を策定し、併せて実現化に向けた具体的な施策等について定める「戸田市景観形成推進計画」を策定するとともに、平成 21 年 12 月に「戸田市都市景観条例」を一部改正しました。これを受け、従来の各種ガイドラインを「戸田市景観計画」に適合したものとするため、内容の修正を行いました。

#### 新

戸田市では、これまで取り組んできた戸田市都市景観条例及び戸田市景観計画に基づく美しい都市づくりを継承し、より効果的な景観誘導を行うため、令和元年 12 月に第 2 次戸田市景観計画を策定しました。

第 2 次景観計画では“「季節とまちの息吹を感じる景観づくり」～住んでよし、働いてよし、訪れてよしのまちを目指して～”を景観形成の目標とし、この地で暮らし、働く人々が愛着と誇りを持ち、訪れる人々が魅力を感じるまちを目指して、次世代に引き継いでいくこととしています。景観形成の重要な要素である建築物や工作物は、単体としての美しさに加えて周辺環境と調和したデザインが求められます。市全域における建築物等のデザインの基本的考え方のもと、戸田らしい風景を創出していくには、市民・事業者・市の 3 者が協力して、さらなる景観の質的向上を図っていく必要があります。

（戸田市 美しい都市づくりのためのデザインガイドライン）